

# 控訴審第3回裁判のご報告

平成31年2月15日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護団の主張や証拠

#### ★第8準備書面(東電元役員刑事事件論告を踏まえた結果回避可能性について)

##### ○概要

① 東電元役員等に対する刑事訴訟において、検察官役である指定弁護士は、以下の全ての措置をあらかじめ講じておけば、本件事故の結果を回避することができた、と論告で述べていた。

㊦ 10m盤上に想定水位を超える防潮堤を設置するなど、津波が敷地へ遡上するのを未然に防止する対策

㊧ 建物の開口部に防潮壁・水密扉・防潮板を設置するなど、防潮堤を越えて津波の遡上があったとしても、建屋内への浸水を防止する対策

㊨ 部屋の開口部に水密扉を設置する、配管等の貫通部に止水処理を行うなど、建屋内に津波が浸水しても、重要機器が設置されている部屋への浸水を防ぐ対策

㊩ 原子炉への注水や冷却のための代替機器を、津波による浸水のおそれがない高台に準備する対策

上記㊦～㊩の各対策は、いずれも講じることが可能であった。

② 速やかに多様な津波対策を講じたのが日本原電の東海第二原発であり、対策を先送りにして甚大な損害を発生させたのが東電の福島第一原発である。

防護措置をとっていれば、東海第二原発のように津波による被害を免れる可能性があった。

#### ★第9準備書面(「長期評価」を前提とした技術基準適合命令により回避可能性があったこと)

##### ○概要

① 経済産業大臣としては、想定される津波を特定して安全性を確保すべきとする技術基準適合命令を発すれば足りる。求められる安全性を達するために具体的にどのような防護措置を選択するかは、原子力事業者に委ねられている。

そのため、一審原告は、以下の㊦～㊨を主張立証すれば足りる。

㊦ 技術基準適合命令の根拠となる技術基準を特定し、かつ「想定される津波」を特定し、その津波により原子炉の安全性を損なう恐れがあること

㊧ 技術基準適合命令が発せられた場合に、技術基準への適合性を確保するために考えられる防護措置が技術的に実現可能であること

㊨ 考えられる防護措置が講じられていれば、本件津波に対しても全交流電源喪失に基づく本件原発事故を回避できた可能性があること

② 2002年「長期評価」が示す津波を想定した場合、福島第一原発は、その津波によって「原子炉の安全性を損なうおそれがある」と認められるものであり、技

術基準省令62号4条1項に適合しない状態にある。

したがって、敷地高さを超える津波に対する安全性を確保するための技術基準適合命令を発す要件が満たされており、かつ、発令の必要性が認められる。

- ③ 技術基準適合命令が発せられた場合には、東電としては、敷地を越える津波に対する防護措置として、防潮堤の設置に先立ち、またその設置とともに防護の多重化のために、建物の水密化が求められる。今村教授も同様の証言をしている。国は、敷地を越える津波に対する防護措置として、防潮堤の設置のみが考えられるのであり、建物の水密化等の措置が検討される余地はない、と主張している。この国の主張は、誤りである。

建物の水密化による防護措置は、技術的に実現可能であった。このことは、原子力工学者岡本孝司氏らの意見書等により裏付けられる。津波に対する防護措置は、東芝原子力事業部門元社員渡辺敦雄氏によると、2009年までには工事完了できたはずである。

- ④ したがって、2002年「長期評価」の津波地震の想定を踏まえ、建屋の水密化措置を講じていれば、本件原発事故を回避しうる可能性があった。このことは、東電原子力施設設備管理担当者も、認めているところである。

#### ★第10準備書面(大森意見書に基づく主張)

##### ○概要

- ① 大森教授(明治大学政治経済学部)は、環境経済学を専門とし、「ふるさと剥奪損害」に関する意見書を作成している。大森教授が意見する「ふるさと剥奪損害」とは、一審原告らが主張している「ふるさと喪失慰謝料」と、基本的には同義である。

大森教授の意見書は、本件事故の影響により、地域生活利益の喪失や剥奪により逸失利益が発生したことを前提とし、このような財産的損害を、経済学的見地から、貨幣的に推計することが主要な目的である。大森教授の意見書により、経済学的見地から、一審原告らが主張する「ふるさと喪失慰謝料」の内容・金額の妥当性が支持されるものである。

- ② 大森教授は、「『ふるさと剥奪』による有形・無形の損害とは、原発事故発生以前に被災地域住民が享受していた『ふるさと』からの現物所得と地域固有用役の自己調達及び財政的な調達が、避難により途絶することで発生した」と意見する。

一方、避難生活慰謝料については、「避難開始時点から、避難生活に伴う有形・無形の『避難生活損害』が避難前の生活と比べた追加的な出費や業務として発生する」と意見する。

大森教授も、避難生活慰謝料と「ふるさと剥奪慰謝料」とは、発生のメカニズムと内容において、根本的に異なると意見しているのである。

- ③ 「ふるさと剥奪損害」の推計値と、これに相対比率(0.24)を乗ずることで算出される「慰謝料」の推計値を合算することによって、「ふるさと剥奪損害」を基礎とする「ふるさと剥奪慰謝料」の金額を、推計することができる。

#### ★その他提出した書面

一審原告の方々の個別損害に関する準備書面、人証申出に関する意見書、証拠申出書(筒井哲郎氏)、検証に関する意見書及び予定書、求釈明申立書

**★提出した主な証拠**

今村文彦氏の証人尋問調書，東電元役員刑事裁判の論告，津波評価と対策方針(案)について(日本原電株式会社作成)，建屋対策工事の技術検討書(日本原電株式会社作成)，大森正之明治大学教授の意見書，東海第二発電所の津波影響評価について(日本原電株式会社作成)，新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一第二原発の津波評価委託資料(東電設計株式会社作成)，一審原告の方々の個別損害に関する書面

**(2) 一審被告東京電力の主張や証拠**

**★提出した主な証拠**

村の出来事フォトニュース(飯舘村復興対策課作成)，飯舘村広報誌，南相馬市の状況(南相馬市作成)，南相馬市広報誌，賠償金ご請求書

**★その他提出した書面**

証拠申出に対する意見書

**(3) 一審被告国の主張や証拠**

**★提出した書面**

人証申出に対する意見書

**2 弁護団員による意見陳述**

**3 今後の裁判の日程**

現地進行協議  
第4回口頭弁論期日

2019年 月 日  
2019年7月19日(金)午後2時

※現地進行協議が実施されることに伴い、2019年5月10日(金)午後2時に実施される予定だった口頭弁論期日は、行われません。

以 上